

国民健康保険税と町県民税 納税通知書を送ります

令和4年度の国民健康保険税(国保税)と町県民税の納税通知書(納付書)を6月中旬に送ります。期限内に納付をお願いします。

国保税は世帯主に課税されます

国保税は、国民健康保険(国保)の加入者ごとに算定します。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されます。

◆変更届は14日以内に

社会保険に加入・脱退などがあつたときは、税額が変わります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または西部支所に届け出てください。

◆所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は、前年の所得をもとに計算されます。所得申告していない人は、税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませんので、必ず申告してください。
※令和3年中の収入が遺族年金や障害年金、雇用保険の給付金などの非課税所得だけの人や、無収入だった人も申告が必要です。

所得証明書・課税証明書の発行

令和4年度(令和3年中の所得)の所得証明書・課税証明書などは6月1日(水)から発行します。

今年1月2日以降に本町に転入した人の令和4年度の各種税証明書は、今年1月1日現在に住んでいた市区町村が発行します。

町県民税は今年1月1日現在の住所地で課税されます
今年1月1日現在で本町に住所がある人は、本町から納付書が届きます。
1月2日以降に本町に転入した人は、今年1月1日に住んでいた市区町村から納付書が届きます。
会社などに勤めていて、町県民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。
新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合はご相談ください。

☎ 税務課 住民税係
☎(232)4911

下水道工事を行います

工事についての問い合わせ 県北広域本部 土木部工務課 治水班 ☎0968(25)4229
下水道についての問い合わせ 下水道課 ☎(232)2164

町に立地する第二原水工業団地から排出される下水を処理するため、さんふれあ付近から工業団地までの区間で、下水道管の埋設工事を行います。工事は県が実施し、令和5年度末の完了を予定しています。工事を行う道路では、通行規制を予定していますので、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、徐行やう回などのご協力をお願いします。

◆工事名

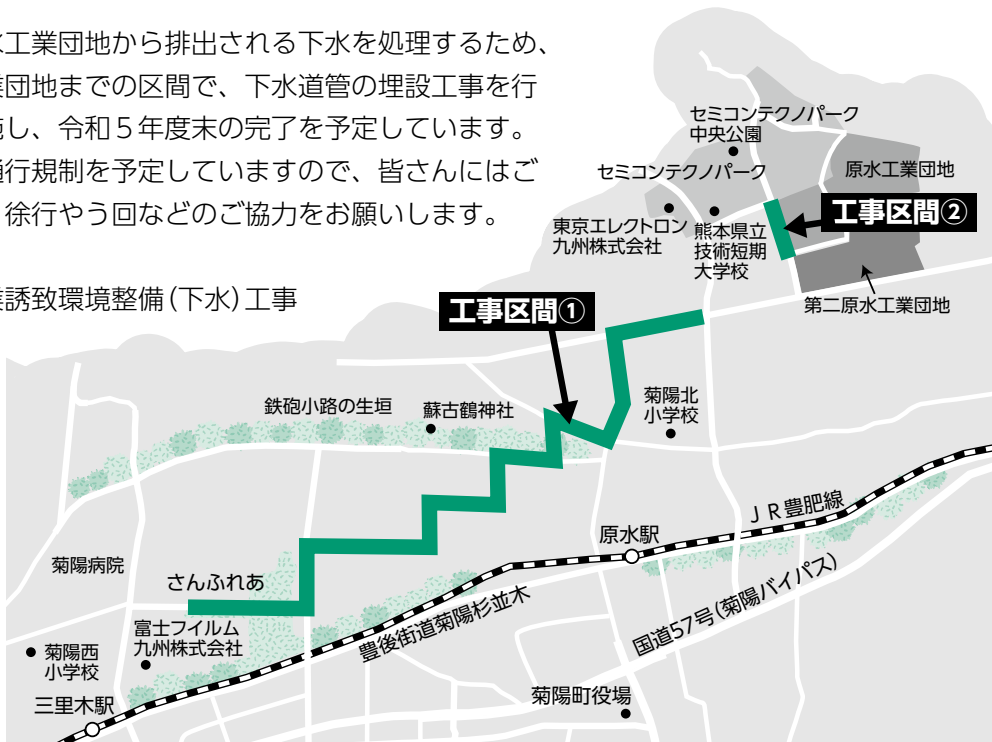
第二原水工業団地企業誘致環境整備(下水)工事

◆場所

菊陽町大字原水地内

◆規制内容

全面通行止及び片側交互通行
※工事看板などをご確認ください。



児童手当の制度が変わります 現況届の提出が原則不要になります

子育て世帯の皆さんが毎年6月に提出していた現況届は、令和4年度から原則不要です。現況届の提出が必要な一部の人には、子育て支援課から書類を送ります。

◆現況届の提出が必要な人

- ①離婚協議中で配偶者と別居と申請した人(離婚済みか、あるいは離婚協議を取りやめた人も対象)
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人

- ③支給要件児童の住民票がない人
- ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤その他 状況を確認する必要がある人
①～④に該当する人で、6月上旬に現況届が届いていない場合はお問合せください。

◆過年度の現況届が未提出の人

令和2年度、令和3年度の現況届の提出が確認できず一時差止中の人は、当該年度の現況届の提出が必要です。

特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます

6月1日(水)施行の児童手当法の一部改正に伴い、10月支給分(6月～9月分手当)から、児童を養育している人の所得が、下表②所得上限限度額以上の場合、特例給付は支給されません。

◆所得制限限度額、所得上限限度額

扶養親族などの数 (カッコ内は例)	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合)	812	1,040	1,048	1,276

- 扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者と扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下「扶養親族など」といいます。)並びに扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。
 - 限度額(所得ベース)は、扶養親族などの数に応じて1人につき38万円(扶養親族などが同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- ※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

◆令和4年6月以降の手当支給について

所得が①(所得制限限度額)未満の場合	従来通り児童手当(児童の年齢による支給額)支給
所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合	従来通り特例給付(児童1人あたり月額一律5,000円)支給
所得が②以上の場合	手当は支給されません

※特例給付が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。ご注意ください。

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202



詳しくはこちらから